

（５）キャリア形成プログラム【小児科プログラム】

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
小児 A 群	2 年以上	2 年以上	2 年以上
小児 B 群	小児 A 群と通算して 4 年以上	小児 A 群と通算して 3.5 年以上	小児 A 群と通算して 3 年以上
県内小児病院群	小児 A 群・B 群と通算して 7 年	小児 A 群・B 群と通算して 5.5 年	小児 A 群・B 群と通算して 4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
小児 A 群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域 A 群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児 B 群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児 A 群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内小児病院群	① 県内の病院（小児 A 群及び小児 B 群の病院を除く） ② 小児 B 群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。